

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例・条例施行規則・解釈通知（3段表）

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）	山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月19日県規則第23号）	山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び条例施行規則について（平成25年3月29日県健康福祉部長通知 改正 平成30年4月1日）
	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p> 第1節 基本方針（第5条）</p> <p> 第2節 人員に関する基準（第6条－第8条）</p> <p> 第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p> 第4節 運営に関する基準（第10条－第20条）</p> <p> 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第20条の2－第20条の4）</p> <p> 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第21条－第24条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p> 第1節 基本方針（第25条）</p> <p> 第2節 人員に関する基準（第26条・第27条）</p> <p> 第3節 設備に関する基準（第28条）</p> <p> 第4節 運営に関する基準（第29条－第35条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p> 第1節 基本方針（第36条）</p> <p> 第2節 人員に関する基準（第37条－第39条）</p> <p> 第3節 設備に関する基準（第40条）</p> <p> 第4節 運営に関する基準（第41条－第43条）</p> <p> 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2－第43条の5）</p> <p> 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条・第45条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p> 第1節 基本方針（第46条）</p> <p> 第2節 人員に関する基準（第47条・第48条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p> 第1節 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護（第3条－第34条）</p> <p> 第2節 共生型居宅介護、共生型重度訪問介護（第34条の2－第34条の4）</p> <p> 第3節 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動援護（第35条－第38条）</p> <p>第3章 療養介護（第39条－第61条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p> 第1節 指定生活介護（第62条－第75条）</p> <p> 第2節 共生型生活介護（第75条の2－第75条の5）</p> <p> 第3節 基準該当生活介護（第76条－第78条）</p> <p>第5章 短期入所</p> <p> 第1節 指定短期入所（第79条－第87条）</p> <p> 第2節 共生型短期入所（第87条の2－第87条の4）</p>	<p>山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「条例」という。）及び山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月19日県規則第23号。以下「規則」という。）については、平成25年4月1日から施行することとされたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その運用に遺憾のないようお願いします。</p>

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>第3節 設備に関する基準（第49条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第50条－第52条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第52条の2－第52条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第53条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第54条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第55条・第56条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第57条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第58条－第62条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第70条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第71条・第72条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第73条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第74条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第74条の2・第74条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第75条・第75条の2）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第76条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第77条・第78条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第79条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第80条・第81条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第81条の2－第81条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第82条・第82条の2）</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針（第83条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第84条－第86条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第87条・第88条）</p>	<p>第3節 基準該当短期入所（第88条・第89条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援（第90条－第96条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 指定自立訓練（機能訓練）（第113条－第117条）</p> <p>第2節 共生型自立訓練（機能訓練）（第117条の2－第117条の4）</p> <p>第3節 基準該当自立訓練（機能訓練）（第118条・第119条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 指定自立訓練（生活訓練）（第120条－第125条）</p> <p>第2節 共生型自立訓練（生活訓練）（第125条の2－第125条の4）</p> <p>第3節 基準該当自立訓練（生活訓練）（第126条・第127条）</p> <p>第10章 就労移行支援（第128条－第134条）</p>	

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>第4節 運営に関する基準（第89条）</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針（第90条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第93条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第94条・第95条）</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針（第96条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第97条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第98条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第99条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第100条－第102条）</p> <p>第12章の2 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針（第102条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第102条の3・第102条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第102条の6－第102条の9）</p> <p>第12章の3 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第102条の10）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第102条の11・第102条の12）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条の13）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第102条の14・第102条の15）</p> <p>第13章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第103条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第104条・第105条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第106条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第106条の2－第107条）</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 基本方針（第107条の2）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第107条の3・第107条の4）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第107条の5）</p>	<p>第11章 就労継続支援A型（第135条－第144条）</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 指定就労継続支援B型（第145条・第146条）</p> <p>第2節 基準該当就労継続支援B型（第147条－第149条）</p> <p>第12章の2 就労定着支援（第149条の2－第149条の8）</p> <p>第12章の3 自立生活援助（第149条の9－第149条の12）</p> <p>第13章 共同生活援助</p> <p>第1節 指定共同生活援助（第150条－第153条）</p> <p>第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助（第153条の2－第153条の7）</p>	

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>第4款 運営に関する基準（第107条の6・第107条の7）</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 基本方針（第107条の8）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第107条の9・第107条の10）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第107条の11）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第107条の12－第107条の14）</p> <p>第14章 多機能型に関する特例（第108条）</p> <p>第15章 削除</p> <p>第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第110条－第114条）</p> <p>第17章 雑則（第115条）</p> <p>附則</p>	<p>第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第153条の2－第153条の8）</p> <p>第14章 多機能型に関する特例（第154条）</p> <p>第15章 削除</p> <p>第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス（第157条－第159条）</p> <p>附則</p>	
	第1章 総則	第1章 総則	第1 条例及び規則の性格
<p>第1条</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>1 条例及び規則は、指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。</p> <p>また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>には、当該指定等を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費等の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <p>(1) 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>① 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき</p> <p>(2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者等が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定等が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者等から指定障害福祉サービス事業所又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）についての指定等の申請がなされた場合には、当該事業者が運営</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定等を行わないものとする。</p>
			<p>第2 総論</p>
			<p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所の取扱いについて</p> <p>指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）については、次の①及び②の要件（特定旧法指定施設における分場であって、平成18年9月30日において現に存するものが行う場合にあっては、「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること及び②の要件とする。）を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p>(I) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上</p> <p>(II) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急速代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>(2) 出張所等の取扱いについて</p> <p>指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、(1)の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。</p> <p>なお、(1)の①のエは出張所についても同様であること。</p> <p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>条例第2条第8号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行う</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>ものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、第15を参照されたい。</p> <p>(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス（指定通所支援を含む。以下この項において同じ。）を実施する場合の取扱いについて</p> <p>同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。</p> <p>また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。</p> <p>(5) 特定旧法指定施設等が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の指定の単位について</p> <p>① 原則的な指定の単位</p> <p>特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、原則として、当該特定旧法指定施設としての指定の単位ごとに転換すること。ただし、主たる事業所と従たる事業所に係る取扱いについての要件を満たす複数の特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、当該施設を一の指定障害福祉サービス事業所とすることも差し支えない。</p> <p>(例) 入所施設にデイサービスセンターが併設している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転換が認められるもの デイサービスセンターのみ指定生活介護事業所へ転換 ・ 転換が認められないもの デイサービスセンターと入所施設の定員の一部を併せて一の指定生活介護事業所へ転換 <p>② 分場の取扱い</p> <p>特定旧法指定施設の分場については、原則として、当該特定旧法指定施設の転換の際に、併せて当該特定旧法指定</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>施設の従たる事業所として取り扱うこととなるが、当該分場が、指定障害福祉サービス事業所としての定員規模や人員等に関する基準を満たす場合については、①にかかわらず、当該分場のみが指定障害福祉サービス事業所へ転換することも差し支えない。</p> <p>③ 同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い</p> <p>同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であって、次に該当する場合については、(4)にかかわらず、当該特定旧法指定施設としての指定の単位ごとに、2以上の独立した指定障害福祉サービス事業所又は多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。</p> <p>ア 複数の異なる種別の特定旧法指定施設から複数の同一種別又は異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合及び複数の同一種別の特定旧法指定施設から複数の異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であること。この場合、別々の敷地に立地する特定旧法指定施設が片方の敷地へ移築される場合も含むものとする。</p> <p>イ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な設備が備えていること。ただし、レクリエーション等を行う多目的室など、利用者のサービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。</p> <p>ウ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な従業者が確保されていること。</p> <p>ただし、管理者については、兼務して差し支えない。</p> <p>(例) 同一敷地内にA通所施設とB通所施設が併設している場合</p> <p>指定障害福祉サービス事業所への転換に当たって次のいずれの形態も可能である。</p>

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<ul style="list-style-type: none"> ・ A通所施設とB通所施設が指定生活介護と指定自立訓練(機能訓練)を行う多機能型事業所へ転換 ・ A通所施設が指定生活介護事業所へ転換し、B通所施設が指定自立訓練(機能訓練)事業所へ転換 <p>④ 障害者デイサービス事業所が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い</p> <p>平成18年9月30日以前から引き続き存する障害者デイサービス事業所であって、特定旧法指定施設等に併設されるものについては、利用定員が10人以上であれば、指定障害福祉サービス事業所へ転換することができることとしているが、これは、当該特定旧法指定施設等が指定障害者支援施設等へ転換した場合、当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの利用定員と当該障害者デイサービスの利用定員との合計が20人以上となることが明らかであることを踏まえた経過措置であることから、当該指定障害者支援施設の転換の際に、当該障害者デイサービス事業所から転換した指定障害福祉サービス事業所を廃止し、当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの一部として取り扱うこと。</p>
第2条	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練） 自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。</p> <p>(3) 自立訓練（生活訓練） 自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。</p> <p>(4) 指定宿泊型自立訓練 自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(2) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から</p>	<p>2 用語の定義（条例第2条及び規則第2条）</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児</p>

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。</p> <p>(5) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。</p> <p>(6) 認定指定就労移行支援事業所 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業を行う事業所をいう。</p> <p>(7) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。</p> <p>(8) 多機能型 第36条に規定する指定生活介護の事業、第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第83条に規定する指定就労移行支援の事業、第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第43条の2において同じ。）の事業、指定通所支援基準条例第47条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び指定療養介護医療（指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。</p> <p>(4) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>(2) 「勤務延べ時間数」 勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」 指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。 例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p> <p>(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」</p> <p>① 規則第40条（療養介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、規則第62条（生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、規則第113条（自立訓練（機能訓練）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、規則第120条（自立訓練（生活訓練）に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、規則第128条（就労移行支援</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第135条(条例第97条において準用される場合を含む。)(就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、規則第150条(共同生活援助(指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、規則第153条の3(共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)及び規則第153条の9(共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分の定員に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者の数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者の数等の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする(定員を減少する場合も同様とする。)</p> <p>ただし、これらにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</p> <p>③ 特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定等</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>を申請した日の前日から直近1月間の全利用者の延べ数を当該1月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定等後3月間の実績により見直すことができることとする。</p> <p>④ 規則第149条の3（就労定着支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）及び規則第149条の10（自立生活援助に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者の延べ数を開所月数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>⑤ 新たに就労定着支援の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。また、新たに自立生活援助の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月で除して得た数とする。また、新設等の</p>

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
			時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12月で除して得た数とする。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。
一	<p>(申請者)</p> <p>第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院（以下「病院」という。）又は同法に規定する診療所（以下「診療所」という。）により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。</p>		
第3条	<p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>		
	第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第3章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
	第1節 基本方針	第1節 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護	
第4条	第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当		

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度訪問介護」という。）の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3 同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定同行援護」という。）の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>4 行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定行動援護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
第5条	(従業者) 第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章及び第107条の	(従業者) 第3条 条例第6条第1項の規則で定める従業者は、障害者の日	(1) 従業者の員数（条例第6条第1項、規則第3条及び第4条） ① 適切な員数の職員確保

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>8において「指定居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに、指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定める従業者(以下この節及び第4節において「従業者」という。)を置かなければならない。</p>	<p>常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。)第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。</p> <div data-bbox="884 408 1473 525" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【関係告示】 「厚生労働大臣が定める者」＝「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)</p> </div> <p>第4条 条例第6条第1項の従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。</p>	<p>指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者の数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。</p> <p>なお、指定居宅介護の提供に当たる従業者(ホームヘルパー)の要件については、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。</p> <p>② 勤務時間数の算定</p> <p>勤務日及び勤務時間が不規則な従業者(以下「登録居宅介護等従業者」という。)についての勤務延べ時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。</p> <p>ア 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。</p> <p>イ 登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でない認められる事業所については、当該登録居宅介護等従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <p>③ 出張所等の従業者の取扱い</p> <p>出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延べ時間数には、出張所等における勤務延べ時間数も含めるものとする。</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業及び指定重度訪問介護の事業、指定同行援護の事業又は指定行動援護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による</p>	<p>(2) サービス提供責任者（規則第4条第2項）</p> <p>① 配置の基準</p> <p>ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</p> <p>また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。</p> <p>a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>b 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>c 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>したがって、例えば、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、bの基準、利用者の数が40人以下であればcの基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例) 延べサービス提供時間 640時間、従業者数 12人（常勤職員 5人及び非常勤職員 7人）及び利用者数 20人である場合、cの基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人で足りることとなる。</p> </div> <p>d cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50</p>

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</p> <p>この場合次の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であること。 ・「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。 ・居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 <p>この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、この規定に関わらず、別表5に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。</p> <p>イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができるとされたが、その具体的取扱いは次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知	
			<p>(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。</p> <p>a ①のアのa、b又はcに基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)、従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)以上とする。</p> <p>b aに基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>c ①のアのa、b又はcに基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>したがって、具体例を示すと別表1から3に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p>	
別表1			月間延べサービス提供時間	(2)の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数
			450時間以下	1

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知		
			450時間超900時間以下	2	1
			900時間超1,350時間以下	3	2
			1,350時間超1,800時間以下	4	3
			1,800時間超2,250時間以下	5	4
			2,250時間超2,700時間以下	6	4
			2,700時間超3,150時間以下	7	5
			3,150時間超3,600時間以下	8	6
			3,600時間超4,050時間以下	9	6
			4,050時間超4,500時間以下	10	7
			4,500時間超4,950時間以下	11	8
			4,950時間超5,400時間以下	12	8
			5,400時間超5,850時間以下	13	9
			5,850時間超6,300時間以下	14	10
			6,300時間超6,750時間以下	15	10
			6,750時間超7,200時間以下	16	11
			別表 2		
			従業者の数	(2)の①のアのb に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法 を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
			10人以下	1	1
			11人以上20人以下	2	1
			21人以上30人以下	3	2
			31人以上40人以下	4	3
			41人以上50人以下	5	4
			51人以上60人以下	6	4
			61人以上70人以下	7	5
			71人以上80人以下	8	6
			81人以上90人以下	9	6

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知		
			91人以上100人以下	10	7
			101人以上110人以下	11	8
			111人以上120人以下	12	8
			121人以上130人以下	13	9
			131人以上140人以下	14	10
			141人以上150人以下	15	10
			151人以上160人以下	16	11
			別表 3		
			利用者の数	(2)の①のアのc に基づき置かな ければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法 を採用する事 業所で必要と なる常勤のサ ービス提供責 任者
			40人以下	1	1
			41人以上80人以下	2	1
			81人以上120人以下	3	2
			121人以上160人以下	4	3
			161人以上200人以下	5	4
			201人以上240人以下	6	4
			241人以上280人以下	7	5
			281人以上320人以下	8	6
			321人以上360人以下	9	6
			361人以上400人以下	10	7
			401人以上440人以下	11	8
			441人以上480人以下	12	8
			481人以上520人以下	13	9
			521人以上560人以下	14	10
			561人以上600人以下	15	10
			601人以上640人以下	16	11
			ウ 事業の規模については、前3月の平均値を用いる。この場		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>合、前3月の平均値は、歴月ごとの数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。</p> <p>エ 当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。</p> <p>② 資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者</p> <p>ウ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者</p> <p>エ 居宅介護従業者養成研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第104号）による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第2号に規定する1級課程（以下「1級課程」という。）を修了した者</p> <p>オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修をいう。以下同じ。）の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者（ウ、エに掲げる者を除く。）</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>また、介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取扱いを差し支えないものとする。</p> <p>③ 留意点</p> <p>②のオに掲げる「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）を参考とされたい。</p> <p>この場合、3年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わないものであること。</p> <p>また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該特定非営利活動法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人格を付与される前の当該団体が行う事業に従事した経験を有する者</p>

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>の従事期間を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。</p> <p>なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験に当該従事期間を算入することはできないものであること。</p> <p>④ 暫定的な取扱いに係る留意点</p> <p>居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。</p>
第6条	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>		<p>(3) 管理者 (条例第7条)</p> <p>指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。</p> <p>① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 (この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p>
	(準用)		(4) 準用 (条例第8条)

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
第7条	第8条 前2条の規定は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の事業について準用する。		<p>条例第6条及び第7条並びに規則第3条及び第4条については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(3)までを参照されたい。(指定重度訪問介護事業所については、(2)の①は除く。)</p>
			<p>(5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い</p> <p>① サービス提供責任者の配置の基準</p> <p>ア 事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。</p> <p>また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。</p> <p>a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>b 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>c 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。</p> <p>なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。</p> <p>a ①のアのa、b又はcに基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所について</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知		
			<p>ては、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を1,000で除して得られた数（小数第一位に切り上げた数）、従業者の数を20で除して得られた数（小数第一位に切り上げた数）又は利用者の数を10で除して得られた数以上とする。</p> <p>b aに基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>c ①のアのa、b又はcに基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であつて、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>従つて、具体例を示すと別表4、6及び7に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p>		
別表4			月間延べサービス提供時間	(5)の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
			1,000時間以下	1	1
			1,000時間超2,000時間以下	2	1
			2,000時間超3,000時間以下	3	2
			3,000時間超4,000時間以下	4	3

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知		
			4,000時間超5,000時間以下	5	4
			5,000時間超6,000時間以下	6	4
			6,000時間超7,000時間以下	7	5
			7,000時間超8,000時間以下	8	6
			8,000時間超9,000時間以下	9	6
			9,000時間超10,000時間以下	10	7
			10,000時間超11,000時間以下	11	8
			11,000時間超12,000時間以下	12	8
			12,000時間超13,000時間以下	13	9
			13,000時間超14,000時間以下	14	10
			14,000時間超15,000時間以下	15	10
			15,000時間超16,000時間以下	16	11
			別表 5		
			利用者の数	(2)の①のアのd に基づき置かな ければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法を 採用する事業所 で必要となる常 勤のサービス提 供責任者
			50 人以下	3	3
			51 人以上100 人以下	3	3
			101 人以上150 人以下	3	3
			151 人以上200 人以下	4	3
			201 人以上250 人以下	5	4
			251 人以上300 人以下	6	4
			301 人以上350 人以下	7	5
			351 人以上400 人以下	8	6
			401 人以上450 人以下	9	6
			451 人以上500 人以下	10	7
			501 人以上550 人以下	11	8
			551 人以上600 人以下	12	8
			601 人以上650 人以下	13	9

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知		
			別表 6		
			従業者の数	(5)の①の a の b に基づき置かな ければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法 を採用する事 業所で必要と なる常勤のサ ービス提供責 任者
			20人以下	1	1
			21人以上40人以下	2	1
			41人以上60人以下	3	2
			61人以上80人以下	4	3
			81人以上100人以下	5	4
			101人以上120人以下	6	4
			121人以上140人以下	7	5
			141人以上160人以下	8	6
			161人以上180人以下	9	6
			181人以上200人以下	10	7
			別表 7		
			利用者の数	(5)の①の a の c に基づき置かな ければならない 常勤のサービス 提供責任者数	常勤換算方法 を採用する事 業所で必要と なる常勤のサ ービス提供責 任者
			10人以下	1	1
			11人以上20人以下	2	1
			21人以上30人以下	3	2
			31人以上40人以下	4	3
			41人以上50人以下	5	4
			51人以上60人以下	6	4
			61人以上70人以下	7	5

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知		
			71人以上80人以下	8	6
			81人以上90人以下	9	6
			91人以上100人以下	10	7
			101人以上110人以下	11	8
			111人以上120人以下	12	8
			121人以上130人以下	13	9
			131人以上140人以下	14	10
			141人以上150人以下	15	10
			151人以上160人以下	16	11
			<p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>(2)の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。</p>		
			<p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると知事が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第10号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修</p>		

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>を修了した者</p> <p>ア (2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。)</p>
			<p>(7) 指定行動援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の資格要件</p> <p>指定行動援護事業所のサービスを提供する者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年換算して認定するものとする。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。(ただし、令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において(2)の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。)</p>
			<p>(8) 人員の特例要件について</p> <p>① 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件</p> <p>ア 従業者(ホームヘルパー)</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。</p> <p>(指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。)</p> <p>イ サービス提供責任者</p> <p>当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。(同上)</p> <p>ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。(同上)</p> <p>a (2)の①の基準のいずれかに該当する員数(ただし、(2)の①のアのc又はdによりサービス提供責任者の員数を算出する場合には、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」、「指定重度訪問介護の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出することができるものとする。)</p> <p>b 指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護については(2)の①の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については(5)の①の基準のいずれかに該当する員数、のそれぞれを合計した員数(ただし、(5)の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、(2)の①のアのbの基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」の基準により算出</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>した員数と合計した員数を配置することとする。)</p> <p>ウ 管理者 当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。(同上)</p> <p>なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。</p> <p>② 介護保険との関係 介護保険法（平成9年法律第123号）による指定訪問介護の事業又は第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する（平成26年法律第83号）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）（以下この②において「指定訪問介護等」という。）の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この②において「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</p> <p>この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。 ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上 指定重度訪問介護については、①のアのaの基準を適用し、員数を算出するものとする。 イ 指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上</p>

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
			<p>なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>③ 移動支援事業との兼務について</p> <p>サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第24項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて(2)の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。</p> <p>なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。</p> <p>また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、②のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p>
	第3節 設備に関する基準		2 設備に関する基準（条例第9条第1項）
第8条	第9条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。		<p>(1) 事務室</p> <p>指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(2) 受付等のスペースの確保</p> <p>事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペース</p>

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>2 前項の規定は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の事業について準用する。</p>		<p>を確保するものとする。</p> <p>(3) 設備及び備品等 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであつても差し支えない。</p> <p>(4) 設備の特例要件について 1の(8)の①、②及び③に該当する場合の設備要件については、(1)から(3)までに準じて取り扱われたい。</p> <p>(5) 準用（条例第9条第2項） 条例第9条第1項については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、(1)から(4)までを参照されたい。</p>